

3水大第937号

令和4年1月28日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章



水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定に基づく総量削減計画の策定
- 2 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準の設定

担 当 環境局環境政策部水大気環境課
調整・計画グループ

電 話 052-954-6221 (ダイヤル)

説明

諮問事項1について

環境大臣は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」を令和4年1月24日付けで策定しました。

都道府県知事は、法第4条の3第1項の規定により、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を定めることとされています。

つきましては、本県における総量削減計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものです。

諮問事項2について

環境大臣は、総量削減計画の対象地域内の規制対象となる工場・事業場から排出される排出水の汚濁負荷量（化学的酸素要求量）に係る総量規制基準の範囲を、令和3年10月5日付けで改正しました。

また、汚濁負荷量のうち、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の範囲は、平成28年9月25日付けで告示されています。

都道府県知事は、これらを踏まえて、法第4条の5第1項及び第2項の規定により、諮問事項1の総量削減計画に基づき、環境大臣が定める範囲内で総量規制基準を定めることとされています。

つきましては、本県における総量規制基準の設定について、貴審議会の意見を求めるものです。

水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について

1 総量削減制度の概要

- 伊勢湾（三河湾を含む。）、東京湾、瀬戸内海といった広域の閉鎖性水域は、地形的な条件から水の交換がしにくく汚濁物質が滞留しやすい。また、後背地に人口、産業が集中し大量の汚濁物質が流入する。このため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水基準の規制（濃度規制）のみでは、環境基準の達成の確保が困難である。
 - 総量削減制度は、閉鎖性水域の水質改善を図るため、法に基づき、すべての汚濁発生源からの汚濁負荷量の総量を、総合的・計画的に削減することを目的とする制度である。
 - 環境大臣は、削減の目標、目標年度、その他汚濁負荷量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定めることとされている。
 - 都道府県知事は、国の基本方針に基づき、削減目標量*、削減目標量の達成の方途等に係る総量削減計画を策定し、必要な措置を講ずることとされている。
 - また、都道府県知事は、総量削減計画に基づき、総量規制基準を設定することとされている。
- ※目標量・・・化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量について定める。

2 本県における対応

(1) 経緯

- 本県は、1980（昭和 55）年度から今日まで8次にわたり伊勢湾に係る総量削減計画等を定めて汚濁負荷の総量削減に取り組んできた。
- 伊勢湾について、窒素・りんの環境基準の達成状況を維持しながら、今後もCODの負荷削減を進める必要があるとして、国は昨年 10 月にCODの総量規制基準に係る濃度基準の範囲の一部を改正し、本年 1 月に 2024（令和 6）年度を目標とする第 9 次総量削減基本方針を策定した。

(2) 今後の対応

ア 総量削減計画の策定について

国の基本方針に基づき、以下の内容等を盛り込んだ第 9 次総量削減計画を策定する。

(ア) 削減目標量

COD、窒素含有量、りん含有量に係る発生源別（生活排水、産業排水、その他）の削減目標量

(イ) 目標年度

2024（令和 6）年度

(ウ) 削減目標量達成のための方途

- ・下水道の整備、浄化槽の整備等
- ・総量規制基準の設定
- ・環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理等

(エ) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に必要な事項

- ・干潟・藻場の保全及び再生、浚渫・覆砂の推進等

イ 総量規制基準の設定について

国が示した総量規制基準に係る濃度基準の範囲に基づき、適切な総量規制基準を設定する。

<総量規制の仕組み>

- 排水量 50m³/日以上 of 工場等が総量規制の対象となる。
- 畜産農業、製造業など業種ごとに排水の性状が異なる。このため、国は、業種等を 215 に区分するとともに、排水の発生時期の区分ごとに総量規制基準の範囲を定め、県はその範囲内で総量規制基準を定めることとされている。
- 以下の式で計算される総量規制基準値が、工場等から排出される汚濁負荷量の許容限度となる。
・総量規制基準値 (kg/日) = 県の定める濃度基準 (mg/L) × 排水量 (m³/日) ÷ 1000

国による総量規制基準に係る範囲改正 (COD) (単位: mg/L)

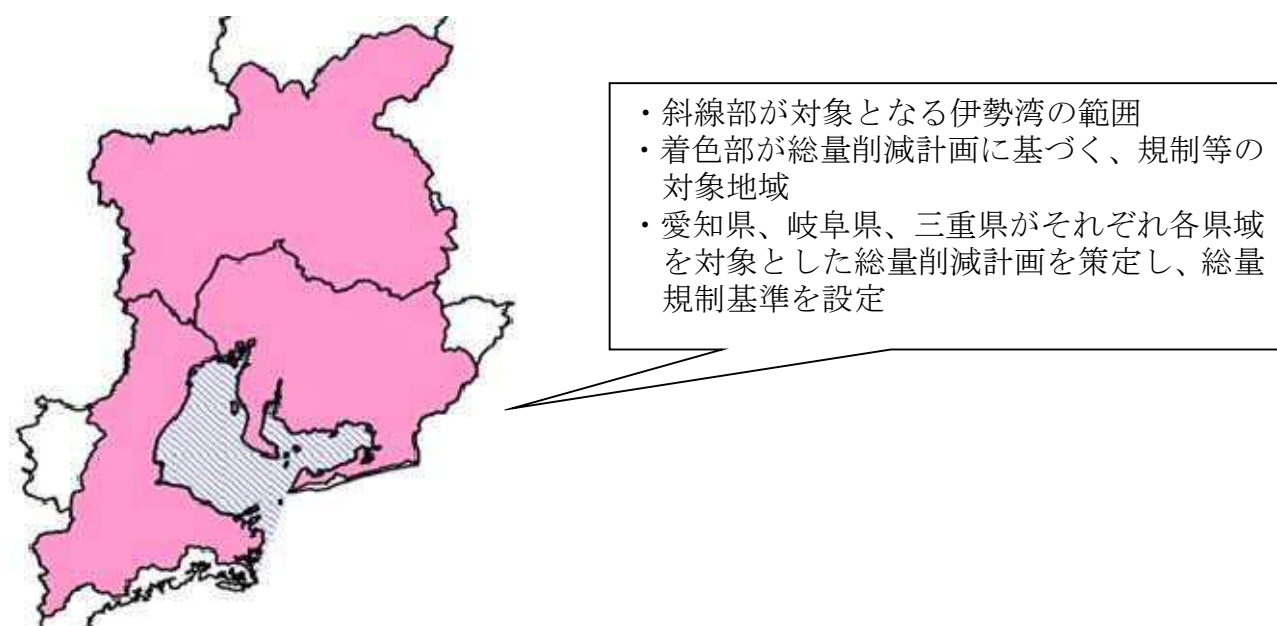
215 ある業種等の区分	排水の発生時期	国の定める濃度基準の範囲				県の定める濃度基準 (現在の値)
		改正前		改正後		
		下限	上限	下限	上限	
し尿浄化槽	H14.10.1 以降	30	45	30	<u>40</u>	30

※ 下線部が改正部分

ウ 必要な手続き

環境大臣との協議等を経て、計画策定及び基準設定を行う。

3 総量削減制度の対象地域等（伊勢湾）



4 総量削減計画（愛知県）による汚濁負荷の削減状況等

（単位：トン／日）

	当初計画策定時の汚濁負荷量	2019 (R1) 年度の汚濁負荷量	当初計画策定時からの削減率 (%)
COD	172 (昭和 54 年度)	73	57.6%
窒素含有量	78 (平成 11 年度)	56	28.2%
りん含有量	8.7 (平成 11 年度)	4.5	48.3%

5 国策定の第9次総量削減基本方針の概要

（1）削減の目標（愛知県分）

（単位：トン／日）

	2024 (R6) 年度目標量	2019 (R1) 年度実績量 (目標量)
COD	70	73 (74)
窒素含有量	55	56 (57)
りん含有量	4.4	4.5 (4.4)

2019 年度の括弧内の目標量は、第 8 次総量削減基本方針における目標量

（2）目標年度

2024（令和 6）年度

（3）汚濁負荷量の削減等に必要な主な事項

ア 汚濁負荷量の削減の方途

- ・ 下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進する。
- ・ 事業場に対し、汚濁負荷の削減指導等を行う。
- ・ 環境保全型農業や、家畜排せつ物の適正管理等を推進する。

イ その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に必要な事項

- ・ 干潟・藻場の保全及び再生の推進を図る。
- ・ 浚渫、覆砂等の底質改善対策を推進する。
- ・ 窪地の埋戻しに努める。
- ・ 生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用する。
- ・ 環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立、漁場環境の改善を推進する。
- ・ 多様な主体が連携するための仕組みづくりを推進する。

参考

1 国による濃度基準の範囲改正の概要

- 国は、COD、窒素含有量及びりん含有量の各項目について、畜産農業はじめ 215 の「業種等の区分」毎、「排水の発生時期の区分」毎に、県が基準を定める際の範囲（上限値及び下限値）を設定している。
- 国は、業種等の区分、時期の区分については従前と同様とし、CODの負荷削減のため、「特に生活排水対策に重点を置く」との観点から、生活系汚濁負荷量に係る業種等の区分のうち「し尿浄化槽」のCOD濃度基準についてのみ上限値の引き下げを行った。

2 水質汚濁防止法（抄）

（総量削減計画）

第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画（以下「総量削減計画」という。）を定めなければならない。

2～6（略）

（総量規制基準）

第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2～4（略）